

「秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」による
意見書のまとめ方について（案）

本委員会で、検討、協議を行った内容については、県に対する報告としてまとめらる。

各委員及び関係団体等からの意見は、いずれも貴重なものであり、様々な観点からの意見について報告しながら、今後の方向性についての意見を書面にまとめていくこととし、その構成等については次のとおりとする。

「秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」意見書について（案）

平成30年〇月

秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会

1 検討の目的

平成29年度から新たに「健康寿命日本一」を目指した施策を展開するにあたり、全国的にみて、喫煙率の高い本県において、すべての県民をがん等の発症リスクを高める「たばこ」による健康被害から守る必要がある。

このため、県民から意見等を聴取しながら、検討、協議を行う場として、各分野から参画いただき、「秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」を設置し、受動喫煙防止や喫煙率低減のための環境整備について検討を行った。

2 検討の経過

委員会では、意見聴取会等における県民意見、関係団体からの意見、事業所訪問等により把握した現状と対策に関する意見も参考とし、今後の方向性について協議した。

委員会	日程	内容
第1回検討委員会	平成29年11月16日	○秋田県の喫煙・受動喫煙に関する現状と課題等について ○各委員からのたばこによる健康被害防止に関する意見
	平成29年 11月～ 平成30年 3月	○事業所等における受動喫煙防止に関する調査
	平成30年 1月16日 平成30年 1月20日 平成30年 1月24日	○意見聴取会 21名の県民から83件の意見を聴取 ・ 県南地区（横手市） ・ 中央地区（秋田市） ・ 県北地区（大館市）
	平成29年11月14日 ～ 平成30年 1月24日	○書面による意見募集 ・ 34通、46件の意見受理
第2回検討委員会	平成30年 3月 1日	○たばこによる健康被害防止に関する意見聴取結果について ○たばこによる健康被害防止対策の推進について

委員会	日程	内容
第3回検討委員会	平成30年8月8日	○秋田県の喫煙・受動喫煙に関する現状と課題等について ○各委員からのたばこによる健康被害防止に関する意見
	平成30年 9月27日 平成30年 9月28日 平成30年10月 2日 平成30年10月11日	○関係団体からの受動喫煙防止についての意見聴取 ・秋田県たばこ耕作組合 ・秋田県たばこ販売協議会 ・秋田県保育協議会 ・秋田県たばこ販売協同組合連合会
第4回検討委員会	平成30年10月18日	○関係団体等からの意見について ○検討委員会意見案について
第5回検討委員会	平成30年〇月〇日 今後開催予定	○検討委員会意見書案について（予定）

3 委員の主な意見

29年度までの意見のまとめをもとにした基本的なポイントについて、各委員からは、次のような意見が出された。

※※第3回、第4回における各委員からの主な意見について、今後実施する第5回検討委員会の際に入れます。

- (1) 受動喫煙を受ける機会が多いとされる飲食店や事業所等、「施設・場所」について
- (2) 受動喫煙を受けやすい未成年者等について
- (3) 県民をたばこによる健康被害から守る観点からの法律以上の「規制等」について

4 秋田県への報告

本日の第4回検討委員会までにいただいた御意見を秋田県への報告として、今後開催する、第5回検討委員会等において、御協議いただきます。

【参考】 29年度の検討委員会における意見

たばこによる健康被害防止対策の推進について

平成30年3月

1 受動喫煙防止対策について

全国的にみて喫煙率の高い本県においては、県民の健康を第一に考え、受動喫煙は、健康に重大な影響を及ぼすものであるという共通認識のもと、次の点に留意しながら取組を進める必要がある。

- 現行の「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づく対策を推進するとともに、多数の者が利用する公共の場における受動喫煙防止対策の強化を図るため、国の健康増進法一部改正の動きを踏まえ、条例の制定を視野におきながら、各主体の責務、役割や環境整備等に関して、県民全体で取り組むべき枠組みや目標を明確にする必要がある。
- 特に「秋田県健康づくりに関する調査」において、受動喫煙を受ける機会が多いとされる飲食店や事業所については、利用者と従業員双方の健康の保持増進のため、受動喫煙を防止するための措置を講ずる必要がある。
- また、受動喫煙による健康影響を受けやすい子ども等については、家庭や車内も含め、自らの意思で避けることのできない受動喫煙に曝すことのない環境づくりを徹底するなど、特段の配慮が必要である。

2 禁煙支援、若年者の喫煙の未然防止について

- たばこはやめることができるという視点を持ち、たばこをやめたい人がやめることができるよう、禁煙治療をするためのサポート等、禁煙支援の取組を推進する必要がある。
- 若い世代の喫煙率が高いことから、喫煙を未然防止するため、子どもに対する喫煙についての学校教育の徹底や企業、大学等と連携した取組を進めるとともに、若年者に対し、周囲の者は安易に喫煙を促す（勧める）ことをしないための環境づくりを進める必要がある。